

《新型コロナウイルス関連》

税務申告・納付期限について（4月30日時点）

◆ 法人税・地方法人税・消費税・源泉所得税・相続税 ◆

◎ 申告期限 ⇨ 個別に申告期限延長が可能（個別延長）

一括申告期限の延長はなし

⇨ 申告書等を提出した日が「申告期限」

◎ 納付期限 ⇨ 申告書等の提出日

◎ 個別延長の要件 ⇨ 本来の申告期限までに申告・納付が出来ない「やむを得ない事情」(※)がある場合

◎ 個別延長の手続き ⇨ 別途、申請書等の作成不要

⇨ 各申告書余白に、以下を付記する。

「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」

◎ 中間申告について ⇨ 法人税・消費税中間申告でも、上記同様とする

（仮決算に基づく中間申告含む）

⇨ 中間申告書の提出が困難な状況が、確定申告書の提出期限まで続く場合、中間申告書の提出は不要となる（中間での納付不要）

この場合には、確定申告書にその旨を余白に記載すること。

◇ 所得税・贈与税 ◇

◎ 申告期限 ⇨ 4月16日まで一括しての自動延長

⇨ 4月17日以降も柔軟に申告受付(申告書の作成・来署が可能になる時まで)

いわゆる「個別延長」

◎ 納付期限以下については、上記の内容と同様

※ 「やむを得ない事情」について、国税庁公表の一例は次のようなもの。

◎ 次のような事情により、企業や個人事業者、税理士事務所等において、通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと

- ・ 経理担当部署の社員等が感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実がある場合など、当該部署を相当の期間閉鎖しなければならなくなったこと
- ・ 学校の臨時休業の影響や、感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行ったことで、経理担当部署の社員の多くが休暇を取得していること
- ・ 緊急事態宣言などがあったことを踏まえ、各都道府県内外からの移動自粛しているため、税理士が関与先を訪問できない状況にあること

◎ 次のような方々がいることにより、通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケース

- ・ 法人の役員や従業員等が新型 コロナウイルス感染症に感染したこと
- ・ 体調不良により外出を控えている方がいること
- ・ 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方がいること
- ・ 感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること
- ・ 感染拡大防止のため外出を控えている方がいること

◎ 税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含む）が感染症に感染したこと

納税猶予(特例)について (4月30日時点)

- ◎ 対象者 ⇨ 2020年2月以降、1か月以上の任意の期間にわたり、事業収入が前年同時期と比較して、概ね20%以上減少している者（法人・個人問わず）

- ◎ 猶予期間 ⇨ 1年間

- ◎ 延滞税・担保 ⇨ いずれも「なし」 (無担保・無利子)
一般の納税猶予制度では、担保提供要、且つ延滞税(軽課で1.6%)有り

- ◎ 申請手続 ⇨ 2020年6月30日、又は納付期限のいずれか遅い日までに申請書提出が必要
申請書とあわせて、収入や現預金の状況説明資料が必要（困難な場合、口頭）

- ◎ 対象税目 ⇨ 2020年2月1日から2021年3月31日までに納付期限が到来する
ほぼ全ての国税・地方税
⇨ 既に納付期限の到来しているものについては、2020年6月30日までであれば
遡及適用ができる

以下、ご参考に。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0020004-143_01.pdf

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0020004-143_02.pdf